

地域少子化対策重点推進交付金

〔令和７年度留意点等〕

1 対象経費

「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）６（１）オ及び６（２）の規定に関わらず、下記を対象経費とする。

（１）結婚支援センターの人件費

自治体の結婚支援センターについては、その人件費を対象とする。

（２）結婚支援センター及び結婚支援事業者の登録優待費用

自治体の結婚支援センター及び民間の結婚支援事業者（重点メニュー「結婚支援事業者との官民連携型結婚支援」において自治体と連携する事業者に限る。）への登録優待（入会金や会費の割引等）については、下記の要件を満たす場合、その費用を対象とする。

ア 登録優待する者に対し、自治体の結婚支援センター及び民間の結婚支援事業者を介した出会いについて、安全に利用するための知識を説明すること。

イ １人当たり登録優待額について、創意工夫なく安易に高額としないこと。また、現金により給付しないものとし、クーポン等を用いる場合は換金できないようにすること。

ウ 実施計画の「積算内訳書」及び実績報告の「支給実績内訳書」に、登録優待費用の内訳（１人当たり登録優待額、予定人数／実績人数等）を記載すること。

エ 交付決定年度４月１日から自治体の事業終了日までの間の登録優待に対する費用であること。また、例えばクーポン等の使用期限を年度内に設定するなど、交付決定年度末までに事業を完了のうえ、こども家庭庁への実績報告（翌年度４月１０日）までに本交付金の対象経費支出額を確定できるようにし、翌年度以降にクーポン等の未使用などによる本交付金の返還が生じないようにすること。

※ 自治体の結婚支援センターの登録優待費用は一般メニュー、民間の結婚支援事業者の登録優待費用は重点メニューとなる。

（３）他交付金補助と重複する費用

結婚新生活支援事業による補助（以下「本交付金補助」という。）については、他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業による補助（以下「他交付金補助」という。）と重複していても、下記の要件を満たす場合、その費用を対象とする。

ア 本交付金補助と他交付金補助の重複受給が不適切でないと、社会通念上認められる状況（低所得、失業、被災等）であること。

イ 本交付金補助の対象となる費用から、他交付金補助に相当する額を控除すること。

(4) 住宅取得費用及び住宅リフォーム費用のローン返済

住宅取得費用及び住宅リフォーム費用については、その支払いが過年度であっても、下記の要件を満たす場合、そのローン返済を対象とする。

ア 実施要領別記2第2の1(1)ア(ア)又は(イ)に規定する住宅取得費用又は住宅リフォーム費用の要件(支払った期間に関するものを除く。)を満たしていること。

イ 金銭消費貸借契約書等によりローン返済の契約内容を確認できること。

ウ 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払ったローン返済であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。

エ ローン返済のうち、住宅取得費用又は住宅リフォーム費用に関するもの以外(土地取得費用、手数料、利息等)については、対象としないこと。

2 ステップアップ

過年度も本交付金の対象であったの継続事業については、事業内容の全部又は一部をステップアップするように努めること。

ここでいうステップアップとは、地域の実情・課題を踏まえ、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対応して、取組を拡充・深化させたり、工夫・見直しを行ったりすることをいう。

課題に対応した取組を行うことがポイントとなるため、必ずしも新たな要素を加えたり、規模を拡大したりすることだけを意味するものではなく、取組を重点化(選択と集中)するための規模の縮小や運営上の工夫を加えることもステップアップと認められる場合がある。

ステップアップの目的は、自治体が、過年度に浮かび上がった課題に対応し、当該事業をより良い形に改善することで、事業の計画→実施→検証→改善というPDCAサイクルの好循環を促し、限られた財源の中、少子化対策の取組の効果を最大限高めることにあ

3 軽微な変更

交付決定後に申請の内容を変更する場合、下記に該当しなければ「軽微な変更」とし、実績報告時に連絡するものとする。

(1) 事業内容を実質的に改めるもの

(2) 対象経費支出予定額を増やすもの

(3) 対象経費支出予定額を3割以上かつ100万円以上減らすもの

4 事業間流用

対象経費支出予定額の事業間流用については、下記に該当しなければ行うことができるものとする。その際、3（2）又は3（3）に該当しても、実績報告時に連絡するものとする。

- （1）事業内容を実質的に改めるもの
- （2）異なる自治体の事業をまたぐもの
- （3）当初予算事業と補正予算事業をまたぐもの
- （4）地域少子化対策重点推進事業と結婚新生活支援事業をまたぐもの
- （5）異なる補助率の事業をまたぐもの

5 その他

- （1）令和6年度までは、結婚支援センター会費、イベント等参加費、配付資料代などを徴収する／した場合、「対象経費支出予定額／対象経費支出額」より差し引いて処理する場合もあったが、令和7年度からは、「対象経費支出予定額／対象経費支出額」より差し引かず、「寄付金その他の収入額」に計上して処理するものとする。

- （2）令和6年度まで適用していた事業の運営費（人件費、設備管理費、賃借料、システム維持費等）を対象とするための要件（いわゆる3年ルール）については、令和7年度から廃止する。

ただし、人件費については、1（1）によるものを除き、実施要領6（1）オ（ア）の規定によること。※

なお、妊娠・出産、子育てに関する一般的な事業については、単に実施するだけでは本交付金の各事業メニューのいずれの項目にも該当せず、その運営費も対象とならないので留意されたい。

※ 令和6年度に3年ルールの1年目・2年目が適用されていた事業に限り、経過措置として令和7年度も人件費を対象とする。

- （3）令和6年度まで適用していた下記については、令和7年度から廃止する。

ア 講師等への諸謝金は、1人当たり10万円を上限とする。

イ イベント等の開催費は、参加予定者1人当たり1万円を上限とする。

ウ 啓発用品等の作成費は、単価200円を上限とする。

- （4）令和6年度まで必要としていた「軽微な変更」に関する年度途中の連絡については、令和7年度から不要とする。